

# 平成27年度別海町立小・中学校及び幼稚園監査結果報告書

## 1 監査の対象

別海小学校、野付小学校、西春別小学校、中西別中学校、西春別中学校、上西春別幼稚園

## 2 監査の範囲

平成26年度、平成27年4月1日～7月30日における財務等に関する事務の執行

## 3 監査実施の期間

平成27年9月25日～9月30日までの内4日間

## 4 監査の方法

各小中学校・幼稚園所管の財務等に関する事務が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合など通常実施すべき監査手続を実施したほか、必要と認めるその他の監査手続を実施した。

## 5 監査の結果

本年度監査の対象とした学校等については所管する財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、次の事項について適正な措置を講ぜられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### (1) 公印簿・出張命令簿・外勤簿等の整備について

公印使用簿・外勤簿・出張命令簿・振替休暇整理簿が未整備となっている事例が確認されたので、早急に改善されたい。

また、「別海町立小中学校職員に係る自動車借上料の取扱いについて」の内規規定を適用する出張において、用務先の記載が不十分であるため、走行距離が運転者の報告任せとなっている状況が見受けられた。本内規による出張では走行距離を基に借上料が支払われることから、妥当性を確認できるような記載内容に改められたい。

### (2) 給食費の徴収及び納付について

給食費の徴収については、主に保護者が児童・生徒を介して学校へ納める体制を取り、口座振込に比べて高い徴収率を誇り、関係者の努力に敬意を表するところであるが、一部で、納入通知書記載の金額に達するまで支払い遅延者を待ち、その結果、納入期限を超過している状況が見受けられた。またその間、徴収済の給食費を現金で保管している現状も確認されたので、手書きによる納付等、納入期限の厳守及び現金の適正管理について、指導徹底されたい。

### (3) 給食費経理について

経理簿についても、概ね適正に処理されているが、4月1日から5月31までの出納整理期間に領収した預貯金の利子を歳計年度の歳入に計上している状況が見受けられた。

預貯金の利子は、「随時の収入」で「納入通知書を発しないもの」に該当するので、地方自治法施行令第142条第1項第3号の規定により、領収した日の属する年度、つまり新年度の歳入となるので、改善されたい。

### (4) 実験用薬品の処分について

実験用薬品の管理台帳及び保管は概ね適正であると確認されたが、長期間使用実績が無い毒物及び劇物が保管されている状況が確認された。

今後も使用の可能性が極めて低い薬品については、事故等を未然に防ぐ観点から、計画的に適正処分することが望ましいと考えるので、費用化等を検討されたい。

### (5) 規則等の確認について

現地監査に当たっては、別海町立学校管理規則に規定されている表簿の整備状況についても確認したところであるが、「職員人事記録簿(20年間)」(第45条第3号)についてはすべての対象校で未整備であり、その内容についても理解されていない状況であった。

本規則については道が示した準則等に沿って制定されたものであり、規則全体を再度確認されたい。

以上の事項について、速やかに改善又は検討し対応されるよう教育委員会の検証を望み、町立小・中学校及び幼稚園の財務等に関する事務の監査結果を報告いたします。

平成27年11月24日

別海町監査委員 志賀正章

別海町監査委員 田村秀男

別海町監査委員 森本一夫